

平成31年かすみがうら市議会第1回臨時会
市長提出議案集

平成31年2月4日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部 改正】	1
2. 議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部 改正】	3
3. 議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】	5
4. 議案第 4 号	平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）	19

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	32～38
・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表	
かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する 条例 新旧対照表（第1条関係）	（32）
かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する 条例 新旧対照表（第2条関係）	（32～33）
・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例 新旧対照表（第1条関係）	（33～34）

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例 新旧対照表（第 2 条関係）……………（34～35）

・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表（第 1 条関係）
……………（35～36）

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表（第 2 条関係）
……………（36～38）

議案第 1 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例（平成 2 9 年かすみがうら市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 7 4, 0 0 0 円
2	4 2 2, 0 0 0 円
3	4 7 2, 0 0 0 円
4	5 3 3, 0 0 0 円
5	6 0 8, 0 0 0 円
6	7 1 0, 0 0 0 円
7	8 3 0, 0 0 0 円

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」及び「1 0 0 分の 1 3 7. 5」

とあるのは「１００分の１６５」を「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７０」に改める。

第２条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１３７．５」を「１００分の１３０」に、「１００分の１７０」を「１００分の１６７．５」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 2 号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「100 分
の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.
5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31
年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第3号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成31年2月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同
項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条
第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第5項第3号において同じ。）
から」に、「同項」を「第21条第1項」に、「次条において同じ。）」を
「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144, 100	194, 000	230, 000	263, 000	288, 900	319, 200	362, 900
	2	145, 200	195, 800	231, 600	264, 900	291, 100	321, 400	365, 500
	3	146, 400	197, 600	233, 100	266, 700	293, 400	323, 700	367, 900
	4	147, 500	199, 400	234, 700	268, 800	295, 500	325, 900	370, 500
	5	148, 600	200, 900	236, 100	270, 500	297, 400	328, 100	372, 400
	6	149, 700	202, 700	237, 800	272, 400	299, 700	330, 100	374, 900
	7	150, 800	204, 500	239, 300	274, 300	302, 000	332, 300	377, 200
	8	151, 900	206, 300	240, 900	276, 400	304, 200	334, 500	379, 700
	9	153, 000	207, 900	242, 100	278, 400	306, 100	336, 400	382, 100
	10	154, 400	209, 700	243, 600	280, 400	308, 400	338, 600	384, 800
	11	155, 700	211, 500	245, 200	282, 500	310, 600	340, 600	387, 400
	12	157, 000	213, 300	246, 600	284, 500	312, 900	342, 800	390, 100
	13	158, 300	214, 700	248, 100	286, 500	315, 000	344, 600	392, 500
	14	159, 800	216, 500	249, 600	288, 600	317, 100	346, 600	394, 800
	15	161, 300	218, 200	250, 900	290, 600	319, 300	348, 600	397, 000
	16	162, 900	220, 000	252, 300	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	17	164, 200	221, 700	253, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	18	165, 700	223, 400	255, 400	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100

	20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
	23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
	26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
	31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
	32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
	33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
	34	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
	35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
	36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
	37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
	38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
	39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
	40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
	41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
	42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
	43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
	44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400

	45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
	46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
	47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
	48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
	49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
	50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
	51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
	52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
	53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
	54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
	55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
	56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
	57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
	58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
	59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
	60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
	61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
	62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
	63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
	64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
	65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
	66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
	67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
	68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
	69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	

	70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
	71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
	72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
	73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
	74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
	75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
	76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
	77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
	78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
	79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
	94		294, 900	342, 600			

	95	295, 200	343, 100				
	96	295, 600	343, 500				
	97	295, 800	343, 700				
	98	296, 100	344, 100				
	99	296, 500	344, 500				
	100	296, 900	344, 800				
	101	297, 100	345, 100				
	102	297, 400	345, 500				
	103	297, 800	345, 900				
	104	298, 100	346, 300				
	105	298, 300	346, 800				
	106	298, 600	347, 200				
	107	299, 000	347, 600				
	108	299, 300	348, 000				
	109	299, 500	348, 500				
	110	299, 900	348, 900				
	111	300, 300	349, 200				
	112	300, 600	349, 500				
	113	300, 800	350, 000				
	114	301, 000					
	115	301, 300					
	116	301, 700					
	117	301, 900					
	118	302, 100					
	119	302, 400					

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第２３条に規定する職員を除く。

別表第３（第５条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500

10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700
11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700
12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900
13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700
14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800
15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800
16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900
17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500
18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500
19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400
20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400
21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100
22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200
23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300
24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300
25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000
26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000
27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100
28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200
29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700
30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500
31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200
32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900
33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700

36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000

62	263, 400	279, 600	302, 600	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300
63	264, 500	281, 200	304, 400	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600
64	265, 400	282, 700	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900
65	266, 500	284, 100	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200
66	267, 700	285, 500	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500
67	268, 900	287, 000	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800
68	270, 000	288, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100
69	271, 200	289, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300
70	272, 600	291, 400	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600
71	274, 000	293, 000	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900
72	275, 300	294, 600	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200
73	276, 500	295, 800	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400
74	277, 900	297, 200	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700
75	279, 300	298, 700	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000
76	280, 500	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300
77	281, 600	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500
78	282, 800	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800
79	284, 000	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100
80	285, 000	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400
81	286, 100	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600
82	287, 300	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900
83	288, 600	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200
84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500
85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700
86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500	
87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800	

88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		

114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				
127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				
131		356,000	376,700				
132		356,400	377,200				
133		356,600	377,500				
134		357,100	378,000				
135		357,500	378,400				
136		357,800	378,800				
137		358,100	379,100				
138		358,500	379,600				
139		359,000	380,100				

	140		359,500	380,600				
	141		359,800	380,900				
	142		360,300					
	143		360,800					
	144		361,300					
	145		361,600					
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第4号

平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,836,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年2月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
19 繰越金		178, 003	25, 065	203, 068	
	1 繰越金	178, 003	25, 065	203, 068	
歳 入 合 計		16, 810, 977	25, 065	16, 836, 042	

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		143,300	181	143,481
	1 議 会 費	143,300	181	143,481
2 総 務 費		1,852,709	14,257	1,866,966
	1 総 務 管 理 費	1,461,206	15,063	1,476,269
	2 徴 税 費	197,741	382	198,123
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	88,956	△ 1,188	87,768
3 民 生 費		6,261,024	1,286	6,262,310
	1 社 会 福 祉 費	3,040,452	39	3,040,491
	2 児 童 福 祉 費	2,650,712	1,036	2,651,748
	3 生 活 保 護 費	569,860	211	570,071
4 衛 生 費		1,318,435	316	1,318,751
	1 保 健 衛 生 費	1,318,435	316	1,318,751
6 農 林 水 産 業 費		652,337	219	652,556
	1 農 業 費	633,409	219	633,628
7 商 工 費		412,497	244	412,741
	1 商 工 費	412,497	244	412,741
8 土 木 費		1,805,242	850	1,806,092
	1 土 木 管 理 費	100,308	850	101,158
9 消 防 費		934,723	1,400	936,123
	1 消 防 費	934,723	1,400	936,123
10 教 育 費		1,219,057	6,312	1,225,369
	1 教 育 総 務 費	212,181	1,229	213,410

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社 会 教 育 費	258,493	500	258,993
	5 保 健 体 育 費	155,919	4,583	160,502
歳 出	合 計	16,810,977	25,065	16,836,042

第 2 表 繰越明許費

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 0 教育費	5 保健体育費	市民ふれあいスポーツ推進事業（政策）	3, 5 6 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	0	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	0	213,515
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	0	53,484
14 国 庫 支 出 金	2,237,002	0	2,237,002
15 県 支 出 金	1,174,167	0	1,174,167
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	997,994	0	997,994
19 繰 越 金	178,003	25,065	203,068
20 諸 収 入	213,796	0	213,796
21 市 債	1,667,200	0	1,667,200
歳 入 合 計	16,810,977	25,065	16,836,042

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	143,300	181	143,481				181		
2 総 務 費	1,852,709	14,257	1,866,966				14,257		
3 民 生 費	6,261,024	1,286	6,262,310				1,286		
4 衛 生 費	1,318,435	316	1,318,751				316		
5 労 働 費	27,382	0	27,382						
6 農 林 水 産 業 費	652,337	219	652,556				219		
7 商 工 費	412,497	244	412,741				244		
8 土 木 費	1,805,242	850	1,806,092				850		
9 消 防 費	934,723	1,400	936,123				1,400		
10 教 育 費	1,219,057	6,312	1,225,369				6,312		
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,810,977	25,065	16,836,042				25,065		

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	178, 003	25, 065	203, 068	1 繰 越 金	25, 065	前年度繰越金
計	178, 003	25, 065	203, 068			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	143,300	181	143,481				181	3 職 員 手 当 等	181	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	181 181
計	143,300	181	143,481				181				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	872,311	14,629	886,940				14,629	3 職 員 手当等	15,329	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	14,629 △4,651
								4 共済費	△700	3 特別職期末手当 3 退職手当 3 退職手当特別負担金 4 共済組合負担金 4 社会保険料	80 1,300 18,600 △1,000 300
2 広聴広報 費	19,837	104	19,941				104	3 職 員 手当等	104	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	104 104
6 財産管理 費	204,621	77	204,698				77	3 職 員 手当等	77	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	77 77
7 企 画 費	52,885	160	53,045				160	3 職 員 手当等	160	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	160 160
8 交通安全 対 策 費	37,044	93	37,137				93	3 職 員 手当等	93	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	93 93
計	1,461,206	15,063	1,476,269				15,063				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務 費	131,187	382	131,569				382	3 職 員 手当等	382	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	382 382
計	197,741	382	198,123				382				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民 基本台帳 費	88,445	△1,188	87,257				△1,188	3 職 員 手当等	△688	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	△1,188 112
								4 共済費	△500	3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△800 △500
計	88,956	△1,188	87,768				△1,188				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総 務 費	761,361	17	761,378				17	3 職 員 手当等	217	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	17 217
								4 共済費	△200	4 共済組合負担金	△200
2 老人福祉 費	82,040	22	82,062				22	3 職 員 手当等	22	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	22 22

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	3,040,452	39	3,040,491				39			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	809,569	132	809,701				132	3 職 員 手当等	132	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	132
3 保育所費	448,353	32	448,385				32	3 職 員 手当等	232	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	32
								4 共済費	△200	4 共済組合負担金	△200
5 児童館費	60,883	872	61,755				872	3 職 員 手当等	201	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	201
								11 需用費	671	02 大塚児童館・ふれあいセンター 管理運営事業 11 修繕料	671
計	2,650,712	1,036	2,651,748				1,036				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総 務 費	105,844	211	106,055				211	3 職 員 手当等	211	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	211
計	569,860	211	570,071				211				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総 務 費	457,674	283	457,957				283	3 職 員 手当等	483	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	283
								4 共済費	△200	3 勤勉手当 4 共済組合負担金	400
											△200
6 環境保全 対 策 費	655,719	33	655,752				33	3 職 員 手当等	33	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	33
計	1,318,435	316	1,318,751				316				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員 会 費	57,298	43	57,341				43	3 職 員 手当等	43	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	43
2 農業総務 費	369,863	176	370,039				176	3 職 員 手当等	376	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	176
								4 共済費	△200	4 共済組合負担金	△200
計	633,409	219	633,628				219				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観 光 費	81,005	244	81,249				244	3 職 員 手当等	244	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	244
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	--------------	-----	------------------------	-----

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	412,497	244	412,741				244			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	100, 308	850	101, 158				850	3 職 員 手当等	850	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 勤勉手当	850 350 500
計	100, 308	850	101, 158				850				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	698, 251	1, 400	699, 651				1, 400	2 給 料	500	01 職員等人件費 2 消防職給料 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	1, 400 500 1, 400 △500
								3 職 員 手当等	1, 400		
								4 共済費	△500		
計	934, 723	1, 400	936, 123				1, 400				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	99, 273	915	100, 188				915	3 職 員 手当等	915	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 勤勉手当 3 特別職期末手当	915 365 500 50
3 教育振興 対 策 費	110, 021	314	110, 335				314	3 職 員 手当等	314	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	314 314
計	212, 181	1, 229	213, 410				1, 229				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総 務 費	71, 286	248	71, 534				248	3 職 員 手当等	248	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	248 248
2 公民館費	80, 149	177	80, 326				177	3 職 員 手当等	177	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	177 177
3 文化振興 費	11, 214	75	11, 289				75	3 職 員 手当等	75	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当	75 75
計	258, 493	500	258, 993				500				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育 総 務 費	56, 725	4, 583	61, 308				4, 583	3 職 員 手当等	219	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当 05 市民ふれあいスポーツ推進事業 (政策) 11 修繕料 18 体育施設用備品	219 219 4, 364 3, 564 800
								11 需用費	3, 564		
								18 備 品 購入費	800		

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	155,919	4,583	160,502				4,583			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,406 (3.35)	3,198	33,608	6,271	39,879
	議 員	16	52,620		16,642 (3.35)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	24,048	3,198	216,143	26,917	243,060
補 正 前	長 等	3		23,004	7,276 (3.30)	3,198	33,478	6,271	39,749
	議 員	16	52,620		16,642 (3.30)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	23,918	3,198	216,013	26,917	242,930
比 較	長 等				130 (0.05)		130		130
	議 員				(0.05)				
	その他の特別職								
	計				130		130		130

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	374		1,449,125	1,023,417	2,472,542	461,718	2,934,260
補正前	374		1,448,625	1,020,117	2,468,742	464,518	2,933,260
比 較			500	3,300	3,800	△ 2,800	1,000

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	47,357	327,635	246,053	16,830	25,077	70,716	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	192,040	1,890	666
	補正前	47,357	327,635	244,053	16,830	25,077	70,716	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	190,740	1,890	666
	比 較			2,000									1,300		

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>373,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>421,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>471,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>532,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>607,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>709,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>829,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	3	471,000円	4	532,000円	5	607,000円	6	709,000円	7	829,000円	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>374,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円
号給	給料月額																																
1	373,000円																																
2	421,000円																																
3	471,000円																																
4	532,000円																																
5	607,000円																																
6	709,000円																																
7	829,000円																																
号給	給料月額																																
1	374,000円																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」及び「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。																																

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外) 第8条 (略)	(給与条例の適用除外) 第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
	附 則 (施行期日等) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u> 2 <u>第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。</u> (給与の内払) 3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあ	(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあ

るのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	るのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
--	--

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
	附 則

	<u>(施行期日等)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。</u> <u>(給与の内払)</u> <u>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u>
--	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正前	改正後
(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,200円</u>を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 (略)	(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 (略)
(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額 3及び4 (略) 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び<u>次条において同じ。)</u>から」と、「支給日」とあるのは「支給日(<u>同項</u>に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び<u>次条において同じ。)</u>」と読み替えるものとする。	員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3及び4 (略) 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び<u>次条第5項第3号において同じ。)</u>から」と、「支給日」とあるのは「支給日(<u>第21条第1項</u>に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び<u>次条第1項において同じ。)</u>」と読み替えるものとする。
--	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略) (施行期日等)
---	--

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）

4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成31年かすみがうら市議会第1回臨時会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成31年2月4日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 5 号	かすみがうら市監査委員の選任について	
	(田 谷 文 子)	 1

議案第 5 号

かすみがうら市監査委員の選任について

かすみがうら市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 住 所 かすみがうら市上稲吉 167 番地
- 2 氏 名 田 谷 文 子
- 3 生年月日 昭和 22 年 10 月 4 日